

6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800

を

6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

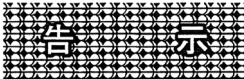
に改め、同表の6のアの(イ)中「5万1,500円」を「5万

3,900円」に改め、同6のイの(イ)のⅠ中「71万7,000円」を「73万9,000円」に改め、同(イ)のⅡ中「34万8,000円」を「35万8,000円」に改め、同表の8のウの(イ)中「5,200円」を「5,500円」に、「5,500円」を「5,800円」に、「6,000円」を「6,300円」に改め、同表の9のウ中「22万6,100円」を「23万2,200円」に、「18万800円」を「18万5,700円」に改め、同表の11のウの(ア)中「3,600円」を「3,700円」に改め、同ウの(イ)中「5,700円」を「5,900円」に改め、同表の12のイ中「14万円」を「14万3,900円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の災害救助法施行細則の規定は、令和7年4月1日から適用する。

危機管理防災課



長野県告示第194号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりである。

令和7年4月28日

長野県知事 阿 部 守 一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
信越病院	上水内郡信濃町大字柏原380番地	令和10年4月30日

医療政策課

長野県告示第195号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を休止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿 部 守 一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	休止年月日
福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与	有限会社あづみの会	安曇野市穂高北穂高1716番地1	ケアレンタルひまわり	安曇野市穂高北穂高3000番地1	令和7年1月1日

地域福祉課

長野県告示第196号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第6項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部 守一

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社 エスポ ワール	小諸市御影新田2744番 地3	アイン薬局 東御 店	東御市常田141番地 2	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社 エスポ ワール	小諸市御影新田2744番 地3	アイン薬局 小諸 店	小諸市丙394番地1	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社 エスポ ワール	小諸市御影新田2744番 地3	アイン薬局 御影 新田店	小諸市御影新田2744 番地3	令和7年3月31日
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	有限会社 エスポ ワール	小諸市御影新田2744番 地3	アイン薬局 小諸 東店	小諸市御幸町2丁目 2番地26	令和7年3月31日

地域福祉課

長野県告示第197号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

岡谷市湊字大久保4650・4651の1・4653・字矢垂4674の1・4675のイ・4681・4685・4689・4690・字堂田久保4702の1から4702の3まで・4702の5・4702の10・4702のへ・4710の1・4713・4727・4729から4731まで・4750のイ・4755の1・4758の1・4758の2・4760の2・4764・4765の1・4765のイの1・4765のイの2・4765のロ・4769のイ・4769のロ・4770・4771・4772の1・字上須ヶ平5628の3・5629・字三ツ欠下5632・5633・5637のロ・5640・5650・字堂田須ヶ平5750の1・5750の2（以上45筆について次の図に示す部分に限る。）、字薊久保4595、4601の1、4601のイ、4605の1、4605のロ、4606の1、4607のイ、4607のロ、4608の1、4609、4611の1、4614、4619のイ、4619のロ、4619のハ、4619のホの1、4619のホの2、4619のへ、4624の1、4625、4626、字大久保4627から4632まで、4634から4636まで、4637の1、4637の2、4638から4640まで、4641のイ、4641のロ、4642から4647まで、4649、4652、字矢垂4675のロ、4676から4678まで、4679の2、4679の3、4680、4682、字堂田久保4711、4712、4714のイ、4716、4718の1、4728のイ、4728のロ、4732の1、4732の2、4733から4737まで、4738のイ、4738のロ、4739から4741まで、4742のイ、4742のロ、4743のイ、4743のロ、4744から4749まで、4750のロ、4753、4754のロ、4755のイの1、4755のロ、4756、4757の1、4757のロ、字三ツ欠下5634から5636まで、5637のイ、5638、5639、5641、5642の1から5642の3まで、5643、5644のイ、5644のロ、5645から5648まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字薊久保4595、4601の1、4601のイ、4605の1、4605のロ、4606の1、4607のイ、4607のロ、4608の1、4609、4611の1、4614、4619のイ、4619のロ、4619のハ、4619のホの1、4619のホの2、4619のへ、4624の1、4625、4626、字大久保4627から4632まで、4634から4636まで、4637の1、4637の2、4638から4640まで、4641のイ、4641のロ、4642から4647まで、4649、4650、4651の1、4652、4653、字矢垂4674の1、4675のイ、4675のロ、4676から4678まで、4679の2、4679の3、4680から4682まで、4685、4689、4690、字堂田久保4702の1から4702の3まで、4702の5、4702の10、4702のへ、4710の1、4711から4713まで、4714のイ、4716、4718の1、4727、4728のイ、4728のロ、4729から4731まで、4732の1、4732の

2、4733 から 4737 まで、4738 のイ、4738 のロ、4739 から 4741 まで、4742 のイ、4742 のロ、4743 のイ、4743 のロ、4744 から 4749 まで、4750 のイ、4750 のロ、4753、4754 のロ、4755 の1、4755 のイの1、4755 のロ、4756、4757 の1、4757 のロ、4758 の1、4758 の2、4760 の2、4764、4765 の1、4765 のイの1、4765 のイの2、4765 のロ、4769 のイ、4769 のロ、4770、4771、4772 の1、字上須ヶ平5628 の3、5629、字三ツ欠下5632 から 5636 まで、5637 のイ、5637 のロ、5638 から 5641 まで、5642 の1 から 5642 の3 まで、5643、5644 のイ、5644 のロ、5645 から 5648 まで、5650

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び岡谷市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第198号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 航空重力測量
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和6年9月30日まで
- 3 作業地域
長野市、中野市、大田市、飯山市、北安曇郡白馬村、北安曇郡小谷村、下高井郡木島平村、下高井郡野沢温泉村、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第199号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基本測量 重力測量
- 2 作業期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域
千曲市

建設政策課

長野県告示第200号

長野県佐久地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1

作業種類

公共測量 基準点測量
- 2

作業期間

令和 7 年 3 月 17 日から令和 7 年 5 月 30 日まで
- 3

作業地域

佐久市

建設政策課

長野県告示第201号

長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1

作業種類

公共測量 基準点測量
- 2

作業期間

令和 7 年 4 月 18 日から令和 7 年 6 月 30 日まで
- 3

作業地域

上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第202号

上田市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1

作業種類

公共測量 デジタル航空写真撮影
- 2

作業期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで
- 3

作業地域

上田市、東御市、小県郡長和町

建設政策課

長野県告示第203号

長野県地方務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1

作業種類

公共測量 基準点測量
- 2

作業期間

令和 6 年 11 月 11 日から令和 7 年 2 月 28 日まで
- 3

作業地域

長野市

建設政策課

長野県告示第204号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和6年7月27日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第205号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和6年10月1日から令和7年3月19日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第206号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和7年4月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量 航空レーザ測量
- 2 作業期間
令和6年10月23日から令和7年3月25日まで
- 3 作業地域
駒ヶ根市、上伊那郡飯島町、下伊那郡松川町

建設政策課

長野県告示第207号

長野県諏訪地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 用地測量
- 2 作業期間
令和 6 年 6 月 28 日から令和 7 年 3 月 19 日まで
- 3 作業地域
茅野市

建設政策課

長野県告示第208号

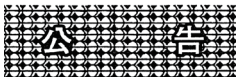
長野県上伊那地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 作業種類
公共測量 基準点測量
- 2 作業期間
令和 6 年 7 月 9 日から令和 7 年 3 月 10 日まで
- 3 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 1 許可番号
令和 6 年10月11日 長野県長野建設事務所指令 6 長建第43－13号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字小河原字前田沖43－ 1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
須坂市大字塩川503－12
宮 本 真由美

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和 7 年 4 月 28 日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊